

## 市税の軽減措置チェックシート

### (1) 軽減措置の内容

担当	経済戦略局立地交流推進部立地推進担当
概要	国際戦略総合特別区域における市税の軽減
目的	市内の国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を通じて本市内の経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に資する。
税目	法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税
軽減対象	<p>【法人市民税・事業所税】 市内の国際戦略総合特別区域に新たに進出し、事業計画の認定を受け、ライフサイエンスや新エネルギーに関する事業を行う法人</p> <p>【固定資産税・都市計画税】 事業計画認定後3年以内に取得・供用開始され、供用開始後1月1日時点にて所有し、認定された事業の用に供している固定資産</p> <p>[要件] ・事業計画認定後、3年以内に当該特区関連事業を開始していること ・関西国際戦略総合特別区域地域協議会に参画していること ・条例に規定された市税の滞納等の除外規定に該当していないこと</p>
軽減割合	<p>最大で5年間税額ゼロ+5年間1/2 ※法人市民税・事業所税については、市内からの移転の場合、従業者数等の増加割合に応じて軽減 ※固定資産税・都市計画税については、認定特区事業の用に供している割合に応じて軽減</p>
軽減期間	最大10年間
減収見込額等	10年間見込 約120百万円
導入経費 (別途予算要求有)	368千円(特区地域進出等事業計画認定審査会運営経費他)

### (2) 直近の見直し状況

見直した時期	
内容	

### (3) 効果の検証

指標・目標値	認定特区事業における建物・設備等投資額 10年間見込 (R4～R13年度) / 66億円(前半5年間見込 20億円)
効果測定方法	今後認定特別区域に進出する特区事業法人における建物・設備等投資の実績額 ※毎年事業報告書の提出を受け、事業計画に適合しているか等を実地調査等により確認

達成状況

【実績(R4～5年度)】

設備投資額:0円  
 市税軽減額:0.6億円(試算含む)  
 認定企業数:0社

【これまでの実績(H24～R5年度)】

設備投資額:81億円  
 市税軽減額:4.5億円(試算含む)  
 認定企業数:11社

【進捗状況】

・令和4年度から令和5年度までにおいては、国内での問合せ企業等への面談、国際見本市等での個別アプローチ、東京での立地プロモーションセミナーなど新規企業の誘致活動(面談等延339社、セミナー等計6回)を行ってきたものの、本軽減措置を活用して進出した企業は現れていない。これは新型コロナウイルスの感染拡大など先行きが不透明なことによる民間企業の設備投資への慎重姿勢、資材価格や人件費等の建設コストの高騰などが大きく影響したことや、夢洲の開発計画の詳細が示されるのを待って慎重に見極めていることも考えられる。

・大阪市投資ガイドブック「INVEST OSAKA」や大阪港湾局広報冊子「Ports of Osaka」のなかに制度紹介記事を掲載し、誘致活動に活用するとともに、大阪府・大阪市・大阪商工会議所(大阪外国企業誘致センター)のホームページでも記事やリンクを掲載し、進出や移転を検討する事業者に働きかけてきた。

・本市を含む関西イノベーション国際戦略総合特区における取組の進捗については、オール関西の31事業の取組が総体で波及・貢献するとの考えにより設定した経済指標で数値目標化しており、第3期計画(令和4～8年度)の初年度となる令和4年度の関西全体の主な実績は、次のとおりであり、堅調に推移している。また、令和3年度における国の評価で全国6特区中、総合評価で2位を獲得しており、国際戦略総合特区の取組は一定の成果を上げている。

		当初(令和4年度)	
数値目標(1)-1 特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額	目標値	616億円	
	実績値	639億円	
	進捗率(%)	104%	

		当初(令和4年度)	
数値目標(1)-2 特区参画の製薬企業の研究開発費	目標値	9,474億円	
	実績値	1兆4,409億円	
	進捗率(%)	152%	

		当初(令和4年度)	
数値目標(5)-1 関西における電気自動車(PHEV含む)の普及台数	目標値	46,567台	
	実績値	49,986台	
	進捗率(%)	107%	

		当初(令和4年度)	
数値目標(5)-2 関西における水素の使用量	目標値	4,280t	
	実績値	3,592t	
	進捗率(%)	84%	

【今後の方向性】

・今後大阪では、うめきた2期地区のまちびらき(令和6年度(一部先行)・令和8年度)や大阪・関西万博の開催(令和7年度)など総合特区内での複数の大プロジェクトが控えており、景気回復の絶好の起爆剤となりうるなど他の都市にはない好材料が揃っている。

・新型コロナウイルス感染症の影響から国内外における人流や物流をはじめ、企業の経済活動が正常化している。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとし、最先端医療分野の新技術・システムの実証、世界への発信が期待される大阪・関西万博などの大規模プロジェクトやカーボンニュートラルの実現をめざす国の政策推進が起爆剤となって経済活動が活発化し、企業の新規事業や設備投資マインドも好転することが大いに期待されることから、今後の方向性については、万博後も視野に入れた中長期的な視点をもって国や大阪府と連携した支援を可能とする本制度を維持して、今後到来すると予測される、市内への優良企業誘致の機会を逃すことがないよう取り組んでいくべきと考える。

・今後とも事業者のニーズに沿った制度のあり方(対象業種の拡大・変更等)について検討を行いながら、引き続き産業の国際競争力強化・産業集積拠点の形成に向けた支援を行っていきたい。

・引き続き、令和3年度に設定した「指標:認定特区事業における建物・設備等投資額、目標値:令和4年度から令和13年度までの10年間で66億円」の実現に向けて取り組んでいく。

効果の評価		理由
十分効果をあげている	<input type="checkbox"/>	<p>・平成28年度に事業計画認定した1社が国の研究機関等と連携して生体内での経口固形製剤の崩壊・溶出・吸収のメカニズムを模した薬物検査の試験法を開発し、新たに製品化した。令和4年度には事業実施期間を5年延長したい旨申請があり、事業計画認定審査会の審査を経て5年間延長(平成30年度から令和10年度までの10年間)することを認定した。</p>
一定の効果をあげている	<input checked="" type="checkbox"/>	
効果に疑問がある	<input type="checkbox"/>	<p>・平成30年に事業計画認定した1社は特殊ペプチド医薬原薬の原材料から一貫して大量生産する世界初の技術開発に成功し、販売を開始した。</p>
その他	<input type="checkbox"/>	<p>・これらの先進技術を有する企業の市内誘致に成功した要因は、他都市よりインパクトのある本制度のインセンティブが投資魅力となっていたことであり数値では測れないものの、当該企業が他社への製品や技術供与を開始するなど域内の国際競争力の強化への効果も決して少なくないと考えられる。</p>

#### (4)確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1	法律との整合性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本条例における市税の軽減は、地方税法第6条の規定によるものであり、問題ない。
2	公益上の必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>本制度の実施に伴う企業誘致の実現により、本市は次のメリットを享受できるため、公益上、有意義であると言える。</p> <p>①新たな事業者の市内進出や事業拡大による税収増            ②先端技術を有する企業の集積地としての投資魅力の拡大及び本市への設備投資額の増加            ③事業の創設・拡大に伴う雇用の拡大            ④特区内における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を通じた本市経済の活性化</p>
3	実務上の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	制度創設時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4	対象を定める期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>企業の進出に際しては、進出に適した物件の有無、交通アクセス、雇用の確保等、さまざまな条件を総合的に勘案し、それに基づき進出の意思決定や事業計画(設計等)の作成が行われるため、一定の時間を要するということや、総合特区制度は国と地方が相まって実施する制度であるが、カウンターパートの国の軽減措置の延長に合わせ、引き続き市内の国際戦略総合特別区域における産業集積の促進および産業の国際競争力の強化を図るため、事業計画の受付期間を令和8年3月31日までの2年延長とすることが妥当であると考ええる。</p>
5	軽減期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>ライフ・グリーン分野における最先端技術の研究開発型の分野では事業が軌道に乗るまで10年を上回る期間を要するケースが多い。魅力ある進出先として事業者を惹きつけ、経営基盤を安定させ、長く大阪に定着して経済効果をもたらす期間として10年間の軽減期間は妥当であると考ええる。</p> <p>また、結果的に、10年間で「国内最長」という競争力あるインセンティブとなったことも、新たな企業進出に寄与するものと考ええる。</p> <p>なお、金融系外国企業の誘致を目的とした金融系外国企業投資促進税制においても軽減期間を10年間に設定している。</p>
6	手段の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>国制度を補完する「地方税ゼロ」というインパクトのあるインセンティブとして、国・府・市が一体となって支援することにより、国際的に高い競争力のある法人実効税率(29.74%→約22%)を実現できることから、産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化という政策目的の実現には本軽減措置によることが妥当である。</p> <p>事業者の視点からも、進出先の自治体の選定の決め手の1つが優遇措置の内容であり、国制度の補助金等の進出年度の支援に加えて、複数年に及ぶ実効的な支援があれば一層負担軽減になるという意見を聞いており、優良企業の進出を促進し産業の国際競争力強化に寄与する優位性があるといえる。</p>

7	他の施策との関係	■	□	<p>総合特区制度において、地方公共団体は国の施策と相まって政策課題の効果的な解決のために必要な施策を実施する責務を有しており、その一環として市税軽減措置を実施しているという関係性がある。</p> <p>また、本市において企業誘致するための市税の優遇制度には、本制度のほか金融系外国企業誘致促進税制があるが、こちらは府市が目指す国際金融都市実現に向けた金融機能の強化を図るため、フィンテックを含む金融系外国企業等の誘致を目的としており、誘致対象となる企業(業種)の重複はない。</p>
8	減収見込額の妥当性	■	□	<p>前回検証時から状況的に変化がないことから、本制度の適用を受けて咲洲へ進出した企業をモデルケースとし、今後予想される進出企業数を加味して試算し、今後10年間の減収見込額を約1億2千万円と見込んでいる。</p>

### (5) 今後の方向性

<input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直したうえで継続 <input type="checkbox"/> 廃止する <input type="checkbox"/> その他	<p>→</p>	<p>現行のまま継続する理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響から国内外における人流や物流をはじめ、企業の経済活動が正常化するなか、今後、大阪・関西万博等のプロジェクトの実施やカーボンニュートラルを進める国の政策が後押しとなり先端的なライフ・グリーン関連企業の本市進出が再び進んでいくものと予想できることから、中長期的な見地にたち本制度を維持すべきと考える。また、本制度は本市の企業等の誘致策の中でも大きなインパクトのある支援策であり、この制度を利用した優良企業が世界初の先進技術を実用化し他企業に技術供与するなど、域内産業の国際競争力の強化につながると思われる。</p> <p>また、関西イノベーション国際戦略総合特区の構成市として、特区全体の発展に向け他の構成団体と一体となって取り組むためにも、軽減措置の継続が必要であると考えます。</p>				
<p>その他の内容</p>	→	<table border="1"> <tr> <td>見直しの理由及び内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>見直しの時期</td> <td></td> </tr> </table>	見直しの理由及び内容		見直しの時期	
	見直しの理由及び内容					
見直しの時期						
	→	<table border="1"> <tr> <td>廃止の理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃止の時期</td> <td></td> </tr> </table>	廃止の理由		廃止の時期	
廃止の理由						
廃止の時期						

  

終期設定 令和 7 年度	<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討	次回検証年度(予定) 令和 7 年度
-----------------	---	-----------------------

### (6) 財政局のコメント(今後の課題等)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、本検証期間における新規認定企業数は0件であったものの、企業誘致のためには、一定期間の軽減措置の継続は必要と考えられる。
- ・ 今後見込まれるうめきた2期の開業など関連優良企業誘致の機会を逃すことなく誘致活動を行い、令和3年度に設定した中長期的な目標を確実に達成し、政策目的を実現できるよう取り組んでいただきたい。
- ・ なお、誘致活動においては、今回の2年間の取組を振り返り、更なる改善策を講じた上で、新規企業の誘致を実現していただきたい。